



TOPIC

「子ども・子育て支援金」の徴収が開始

【徴収のポイント】

- 支援金率：令和8年度は一律0.23%（被用者保険）。
- 従業員負担：労使折半のため、個人負担は「0.115%」となります。
- 開始時期：当月控除の会社は4月支給給与から、翌月控除の会社は5月支給給与から控除を開始してください！

【「MFクラウド給与」導入のチャンス】

- 法改正・料率変更に自動対応！手作業での面倒な設定変更が不要になります。
- 自動計算からWEB明細発行まで完結。データ共有が簡単になり、毎月の確認作業や年末調整が圧倒的にラクになります。

初期設定などは当法人がしっかりサポートいたします。この機会に給与業務を効率化しませんか？ぜひ担当スタッフまでお気軽にご相談ください！

TOPIC

令和8年度「業務改善助成金」の変更点と実務の注意点

生産性向上と賃上げを支援する「業務改善助成金」について、本年度からルールが一部変更されました。

【主な変更点（令和7年度との違い）】

- 対象者の限定：賃金を引き上げる対象が「雇用保険被保険者」に限定されました。
- 対象経費の除外：以前は認められていた「自動車（特殊用途車を除く）」が対象外となりました。
- 物価高騰特例の算定：利益率低下の確認期間が、任意の1ヶ月から「直近6ヶ月平均」に変更され、より長期的な視点での評価となります。

【失敗しないための鉄則】

1. タイミング：地域別最低賃金が改定される（例年10月1日）の前日までに引き上げを完了させる必要があります。
2. 事前購入NG：労働局からの「交付決定」前に契約・導入した設備は対象外です。

TOPIC

その研修、給与の支払いは必要？「労働時間」の判断基準

スキルアップのための外部セミナー参加が「労働時間」に該当するかどうかは、以下の基準で判断されます。

- 労働時間とみなされる場合：業務命令による参加、不参加による不利益（評価減）がある、所定労働時間内に実施される場合など。
- 労働時間ではない場合：完全自由参加であり、不参加でも不利益がなく、かつ業務に直接関係しない自己啓発である場合。